

第七回国会 農林委員会 議録 第二十八号

昭和二十五年四月十二日(水曜日) 午後一時五十七分開議

出席委員

- 委員長 小笠原八十美君
- 理事 東介君 理事 八木 良二君
- 理事 櫻井君 理事 井上 久衛君
- 理事 山口 武秀君 理事 吉川 謙三君
- 足立 篤郎君 遠藤 謙三君
- 小淵 光平君 河野 清君
- 寺本 齊君 中村 長吉君
- 原田 雪松君 平澤 伍郎君
- 瀧 通義君 守島 繁丸君
- 山本 久雄君 石井 富之君
- 長谷川四郎君 高田 忠君
- 小平 忠君

出席政府委員

- 農林大臣 森 幸太郎君
- (農政局長) 藤田 巖君
- (農林事務官) 山添 利作君
- (農地局長) 山添 利作君
- 委員外の出席者 専門員 藤井 信君

四月十一日

委員米原利君辞任につき、その補欠として高田富之君が議長の指名で委員に選任された。

委員大森玉木君辞任につき、その補欠として長谷川四郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件 農業協同組合法の一部を改正する法案

第一類第九号 農林委員会議録第二十八号 昭和二十五年四月十二日

律案(内閣提出第二二二号) 自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四五号)

家畜改良増殖法案(内閣提出第二一五号) 農業協同組合の金融的措置に関する件

○小笠原委員長 これより会議を開きます。 それではまず家畜改良増殖法案を議題といたします。なお本案の質疑は去る三日の委員会におきまして終了したしておりますから、本日は法案に対する討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。原田委員。

○原田委員 本案はもと種畜法というものを改めて今回提案されたのであつて、まことに内容においてけつこうなものと思つてあります。わが国の畜産の改良増殖上、基本となる計画的の重要な法案であると思つて、これはさきから制定されたいと思つて、本法案と並行実施することにおいて、初めて運用が完全にならうと存するのであります。わが国の農業経営の農家の存在は、畜産であるといふことを私はこの際強調したいと思つて、行き詰まれる農村の経済復興のためにも、はたまた困難なる農家経済の打開のためにも、密接不可分の重大使命を課せられておられること、いまさら申し上げるまでもないであります。農村恐慌対策をいたしまして、各種農産物の多

收獲と経済的増收をはからんとするところの畜産農法の普及徹底に本法がいかによつたかといふことは、非常なる期待を持たれておるのであります。本法の施行の眼目は、国の定める各種の優秀なる種畜の確保であるのであります。種畜の確保は改良生産の原動力でありまして、現在の全頭数が増加することとはもちろんのことであるし、各種の用途別に品質の向上と能力の高度化を期するところにならなければならないのであります。それには本法案中に人工授精の施設や、輸出の強化によりまして、完全かつ計画的な用意が行われるのであります。さういふ点であります。私はこの法案に賛成いたしましたのであります。政府に要望いたしましたのであります。これを期して、熱心討議実施に移されんことを期しておるのであります。その要項を申し上げますと、一、本法施行によつて確保することの種畜は、原則として全国の都道府県の畜産団体に無償貸付すること、二、政府はすみやかに種畜貸付の規定を制定し、現在の五十頭程度のもに過ぎないこの方法を改めて、少くも一府県に五十頭内外の貸與でなければ、完全なる組織的な拡充はできない。さういふ考えです。この点を重ねて強調したいと思つてあります。なお三には、優良種畜の購入にあつては、飼料供給調整と牧野の確保をなし、高率利用をはかること、こういふことにならぬことを期してまいら

い。四には、各種畜の増産年度計画を樹立して、完全な貸與分布の増強を示唆するとともに、普及徹底をはかつてもらいたい。五には、登録事業面は本法案から除かれておりますが、爾今の処置については、附則において細大漏らさずこれをうたつてあります。この附則に列記した文面を見ますと、まことに時宜に適したことをよく書いてあります。この点は納得いたすのであります。なお本案は、本委員会において修正案の提案を前回にいたしております。今なおそれがつきりいたしません。私はこの第二條の事業を積極的に行わねばならないといふ点が突に不明瞭な、しかも抽象的な言葉のようによつて、これにはしつかりした目的を表現する必要があるといふこと、修正案を提案してあるのであります。これをこの際合意せんとした。次期国会にでも提案して修正したいと思つてあります。提案一言申し上げておきたいと思つて、第二條 国又は都道府県は、畜産に關し専門的知識又は経験を有する者の意見をきいて、家畜の改良増殖に關する計画を樹立し、これを最善に達成するため、第二章以下に規定する事項を積極的に行わなければならない。

一 種畜放牧又は種畜場を整備し、家畜の改良の原種となるべき優秀な家畜をみずから生産し

若しくは購買し、これを貸付し又は配布し若しくは種付の用に供すること。

二 家畜の改良増殖に必要な種畜の補充淘汰計画を確立し、これを円滑に実施すること。

三 家畜の人工授精、能力検定又は予託育成その他家畜の改良増殖のため必要な施設を整備すること。

四 家畜の改良増殖を促進するために博覽會、共進會又は競技會等を開催すること。

五 家畜の改良増殖に関する知識の向上及び技術のしん透を図るため必要な施設を整備すること。

2 国又は都道府県は、その財政の許す範囲内において、前項各号に掲げる事項を積極的に行うため必要なる予算的措置を講じなければならない。

これだけを修正案として提案いたしましたのであります。どうか政府におきましては今要望しました部分と、この修正案の内容について一層検討を加えられまして、完全なる本法の実施をやつていただきたいと思つて存するのであります。さういふ意味におきまして、私は自由黨を代表して本案に賛成をいたすのであります。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

○小笠原委員長 これにて討論通告者の全部の討論は終りました。本案に対する討論はこれにて終局いたしました。

引続き本案の採決を行います。本案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○小笠原委員長 起立多数、よつて本案は原案の通り全会一致をもつて可決いたしました。

なおこの際委員会の報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさよう決します。

○小笠原委員長 それでは次に農業協同組合法の一部を改正する法律案の審議の経過をながめて参りまして、各般の問題についてこの協同組合の問題が論議されて参つたのであります。協同組合がまことに多事多難な事態に直面して居るということがはつきりして参つたのであります。しかも農業協同組合の使命はきわめて重大なるものがあつて、この際特に農業協同組合の保護育成をはかり、その健全なる発達をはかることは焦眉の急であると思つて居ります。

特に最近におきましては、金融的にも非常に逼迫して居ります。なおその指導並びに自治監督等の問題についても、政府は特別の助長をする必要があつて、このことを痛感するものであります。私はこの際委員会の決議をもちまして、政府に対して次の事項を要望する

ることを皆様に御賛成を得たいと思つて居ります。

要望事項

現下農業協同組合の危機に際し、政府は農協運営に必要な金融的措置をすみやかに講ずるとともに、指導並びに自治監督、助長等に関しても万遺憾なきを期すべし。

○小笠原委員長 ただいまの遠藤委員の発言の通り、政府に要望したいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは全会一致をもつて政府に要望することに決しました。

○山口(武)委員 私は日本共産党を代表して、農業協同組合法の一部を改正する法律案に反対いたします。政府の説明によりますと、この法律の改正を行いますのは、現在のきわめて憂慮すべき状態にある農業協同組合を改善いたしまして、組合の利益を保護し、農業協同組合全体の信用を高める、このように言つておられるのであります。現在の農業協同組合の経営不振、あるいは破綻と申し合するものは、單に協同組合内の問題として見られる問題ではありませぬ、現在の農村の不況を反映して、この事態が現われているところ、この事態の本質があるわけでありませぬ。従ひまして、法律の一部改正いたしまして、問題が解決できるというよきな考え方は成り立たないものであるということ

を、まず明らかにいたしておきたい。それで現在の政府が、一方でこのよきなごまかしの方針を持つていつつながら、もう一方は協同組合の目的を改正するということ、ナンセンスに近い。もと／＼農業協同組合の目的から申しますならば、農民の協同組織の発達をはかるというよきなことを言われておりましたが、一体こいつの目的はどこへ消えてしまつたか。どこにもありません。農業協同組合が誕生間もないから、まだそのよきなことを進まないので、このよきな答弁をされておられますが、それは客観的に農村の情勢を見て、そういうものが全然発達できないよきか、そればかりではなからぬ。農業協同組合は戦後における農村の民主的な団体というよきな役割をもつて登場したものであります。が、一体そのよきな役割を果しているかどうか、今言ひました協同組織の発達をなし得ない点から、根本的な目的がまづ否定されてしまつたのであります。それ以外に自主的な活動というものはなくなつてしまつたのであります。一体現在の農業協同組合の活動と、戦争中における農業協同組合の活動とに違いがあるか、何らの違いはないではないか。購買事業の問題、あるいは指導事業の關係を見ましても、これは政府の下請機關のよきなことをやつておられる状態ではないか。このよきな状態において、農業協同組合の発達を促すべく阻止され、政府の下請機關の役割だけを現在までなして居る。これは今後とも強められて行くであろう。しかも今後における供出の問題につき

ましても、官僚統制が次々とほゞされ、行く段階になつて参りましたときに、農業協同組合は、この官僚統制を基礎として存在し、命脈を保つて来たのであります。今後新しく農村に米穀商あるいは肥料商、あるいは高利貸というよきなものから資本の投下がなされまして、それによつて農民の搾取が深められるというよきなことを考へてみますときに、今後一層農業協同組合の立場は苦境に迫り込まれるであろう。そのよきな苦境に立つておるときに、一方見返り資金やあるいは預金部資金の融資が行われるであろうかというよきなことであるが、このよきな融資そのものについては、われ／＼はその融資が無条件なものであれば反対するものではないが、しかしながらこの融資を通じてなされるものは何であるか。農業協同組合がまづ／＼政府に從属する機關としての性格を深めて行くのではないであろうか。このよきなことになれば今後農業協同組合は自主的な農民の団体活動というよきも、政府の機關、もつとはつきり申すなれば、内外独占資本の農民支配の政治的な道具に使われるであろう。今回の改正というよきなものは、このよきな目的のもとにこのよきな線に沿つて行われて行くのではないであろうか。そのよきな兼営について質問をしましたが、依然としてこれに対する政府側の回答は明瞭を欠いておる。兼営の禁止をするというよきなことは、旧農業会の復活を阻止するためだというよきなことを言つておられますが、一体兼営禁止そのものが、農業協同組合の自主性の侵犯ではないのか。あるいは財務に關する基準については政令を出すということだ

が、これについても政府の干渉を許す。これは農業協同組合の自主性をほゞ奪ひ、農民の団体ではなくして、政府の御用機關化して行く第一歩である。このよきな観点に立つて、いかに賛成したくとも、われ／＼はこの改正法案には賛成するわけには行かない。絶対に反対をしなければならぬ。

○小笠原委員長 これにて本案に対する討論は終結いたしました。引続き本案の採決を行います。本案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○小笠原委員長 起立多数、よつて本案は原案通り多数をもつて可決いたしました。

なおこの際委員会の報告書の点についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 異議なしと認めます。それではさよう決しました。

○小笠原委員長 次に自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案を議題とし、その質疑を継続いたします。

○長谷川委員 私は昨日群馬県に参りました。群馬県下において食糧の配給に対してのいろ／＼な声があつて居る。聞き合はせてみましたところ、要は外来米についての問題でありまして、この輸入の外来米がいかにも粗悪過ぎていて、實際人間の食のものにならないというよきな実情であるのであります。粗悪な上に、さらにそれが非常に臭みをおこして居る。またたいたとき木炭を入れ

ました。なおこの際委員会の報告書の点についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 起立多数、よつて本案は原案通り多数をもつて可決いたしました。

○小笠原委員長 起立多数、よつて本案は原案通り多数をもつて可決いたしました。

○小笠原委員長 起立多数、よつて本案は原案通り多数をもつて可決いたしました。

○小笠原委員長 起立多数、よつて本案は原案通り多数をもつて可決いたしました。

るとか、あるいはいろいろの方法をや
りまして、どうしても食いものに
ならないというのを聞いておきます
が、私もそれを食べてみましたところ
が、どうしてもわれ／＼人間の口には
入らないということになるのでありま
す。この食糧が群馬県に最も多く入
つたのが一月の二十四日に千五百
トン、二月の二十五日にシヤムから千
百トン、来月の十二日までにはより
一万トン入荷してあるのであります。

従いましてこれを配給いたしました最
初のうちほとつたのでありますけれ
ども、現在ではほとんど配給を辞退し
ておるといふような状態でありま
す。つてこの問題に対して政府の御意見を
伺いたのであります。この苦しい中
から高額の税金を支拂いまして、補給
金としてこの負担をしておる貴重な食
糧でありまして、最も有効適切な
な処理をすることが緊急必要と考
えるのであります。この際この米の値段を
引下げて、政府の責任か、あるいは県
の責任によつて、これを拂い下げて御
処置を願いたい。

〔委員長退席、八木委員長代理着
席〕

この米は一般家庭では絶対にとらない
から、少くとも菓子加工か、せんべ
いの加工か、こういうような加工業者
へまわしてもうよりほかに道はあり
ますまい。大体この価格といたしまし
て、内地米が十キロ四百四十五円であ
り、外米が四百四十五円であり、タイ
くず米は三百九十一円であり、こ
の価格ではとうてい引合わないであ
らうから、大体二分の一でも、引取つて
もらふことができないのではないかと

いふふうにも、県当局も答えておりま
す。さらにもうこの実情がひどい
関係にありますが、ぜひとも本委員
会からどなたか、御派遣をなされて、
実情を調査していただきたいというこ
とを、私はお願いするのであります。
さらにこのかわり米として、至急に群
馬県の方へも御手配を願わなければな
らぬと思つたのであります。幸いに大
臣がおられますので、政府として大臣
の御意見を承りたいと考えておるの
であります。

○森岡大臣 輸入食糧の品質につ
きましては、かつて予算委員会にお
いても相当問題にされておつたのであり
ます。食糧はあくまでも食糧でありま
す。食糧にならぬものを配給するこ
とはできないのであります。先般も
ルマの農林大臣みいたなことをやつ
ておる人が、こちらへ参られました。直
接私も会談したのであります。日本
人の米に対する執着は、御承知の通り
南方で生産される米とは味が十分違
う。しかし日本の食糧が足らぬため
に、南方諸国から外米として従来も輸
入しておるが、現在もまだ輸入をせ
なければならぬ状態にある。しかしそ
ういふ質の遠つた米が、さらに古い米
あり、虫がついておつたり、また油臭
い米であつたりするようなものであ
つては、せつかく輸入をされましても、
日本は食糧として取扱うことはでき
ない。そういう実態があるということ
をお話いたしましたら、先方において
も非常に驚きまして、それはまことに
申しわけない、油臭いということ
はどうもビルマにおいてもはつきりわ
からない、よく調査をしてみるといつ
ておつたのであります。その後先方にお

いても、今後のためにいろいろの調査
をしたようであり、御承知の南
京袋と申しますか、あの袋が非常に悪
い繊維をもつて織つてあるものであり
ます。あの繊維は普通の紡績ではと
も織れない。ある特殊な油を注いでそ
して紡績をやる。そのために移り香が
あるというふうな結論が出たようであ
ります。いづれにいたしましても、食
糧でございますから、食糧にならぬも
のを配給することは、政府の責任にお
きましては得ないことでありま
す。そういうものはもちろん政府の
責任においてこれをとりかえる。配
給辞退されたものに対しまして、適
当な処置をとるべきは当然である。私
は考えるのであります。今お述べにな
りました群馬県等の問題につきま
しては、すでに食糧庁においてもよく承知
しておることと存じます。また食糧公
團といたしまして、その実際に當つ
ておるのでありますから、適当な処置
をとることは当然と考えておるのであ
ります。

○井上委員長 ちよつとそれに関
連して……。今長谷川氏からの質問
は、何も群馬県に限つたことではない
のであります。地方の消費地で、輸
入のくず米がほとんど内地米の価格と
相違しない価格で配給をされてお
りまして、家庭の主婦が非常に不平と不
満を持つておるわけであり、かくの
ごとく粗悪なくず米を政府は輸入しま
す場合、一体品質を検査して入れるの
ですか、全然検査しないで、入つて来
たものは何でもかんでもかまわん、引
取らなければならぬということにな
つておりますか、この点どういふこと
になつておりますか。

いまいつは、最近新聞の報ずるとこ
ろによりますと、内地五等米以下のく
ず米を自由処分にする措置を政府は講
じつつあるということが報ぜられてお
ります。さういふことが報ぜられてお
るのであります。もしそういふこと
でありますならば、今長谷川君が御提
示になりましたところのくず米は、ま
つた人間の食糧として役はたたな
いものでありますから、これを飼料に
落すなり、あるいは他の用途に振向け
ることになりました。至急対策をと
つてやりますと、御存知のように、
この輸入に對しましては、四百五十億
という莫大な輸入補給金を、国民の負
担において支拂つておるのであります
から、またその上、二重の負担を消
費者が負わなければならぬということ
になつたのはたいへんなことになり
ます。幸い大臣がお見えなごいませ
から、緊急に処置を講じてやつてい
ただくように、これは特に私からも要
望しておきたい、そういうことは全
國の主要都市にありますから、そういう
不平と不満が起らないよう食糧対策
を、至急御処置願うことを要望して
きたいと思つて、これに對する大
臣の御所見を伺いたい。

○森岡大臣 井上委員の御注意あり
がとうございました。至急に善処いた
しまして、今後そういうことの起ら
ないように、輸入の場合におきま
して、十分検査をして荷を受けること
にいたしました。存じます。

○長谷川委員 政府の方からどなたか
実情調査に行つていただけませんか。
○八木委員長代理 長谷川君今食糧
の方がありませんから、あとで御相談
願います。井上委員。

○井上委員長 それではたたいま議
問となりまして自作農創設特別措置法
の一部を改正する等の法律案につ
いて、質問をいたしたいと思つたので
あります。私はまずこの法案の逐條的な
疑念に入ります前に、政府の基本的な土
地に對する考え方を伺いたしたのであ
ります。

政府がこの農地改革法を本国会に出
しました基本的観念の問題であります
が、耕地所有に對する政府の見解であ
ります。今日耕地というものが、一体
どういふ利用価値を持ち、どういふ立
場であるか、これはこれを有効に利用し
なければならぬかということでありま
す。もちろんこの農地改革の意義等
につきましても、すでに論議もされたこ
とであります。すでに論議もされたこ
とであります。少くとも農地改革の基
本的問題は、狭隘な国土におきま
して、耕地面積が非常に少く、ここ
に溢れるほどの人口を養つて行か
なければならぬこと、ここからい
へば、土地を個人の所有にして、土
地による利潤を追求するよりも、
土地を百パーセント利用いたしま
して、いわゆる、食糧生産を飛躍的に高
めるといふことが、国家的な要請とし
て大きな問題になつておるのであり
ます。従つて政府は、この土地所有を
利潤追求の対象にするか、それとも
食糧増産の見地から、あくまでわが
國の食糧の基本的な線を確認して行
く、こういう線で土地所有を考
えるか、このいづれを一体政府は考
えるかという基本的な問題について、
農林大臣の所見を伺いたしたのであ
ります。

○森岡大臣 農地改革は、井上委員

○森岡大臣 農地改革は、井上委員

もその沿革は御存知だろうと思ひますから、あらためてくゞしく申し上げる必要はないと存じます。今日の農地改革の目的は、土地所有によつて利潤を追求するということが考え得られない現状であります。従来は農地の所有者と耕作者というものが違つておつたがために、生産力を高めることに非常に不都合であつた。それで耕作者が自分の土地として愛護し、そうして地力を十二分に發揮するということが、国力の増進の上から言つても必要であるということが、農地改革の根本理念でありまして、土地に対する利潤の追求というものは、決して今日許されるものではないのであります。しかしながら、今日小作制度を設けておられますことは、日本の家内労力の関係から、変転きわまりなき労力の移動に伴う一つの処置として、これは法の許せる範囲内において認めて行くことが必要と考へて、今日その制度を持つておるのであります。利潤の追求は許されませんが、さりとて公租公課が納められないという所有者であつてはならないのであります。利潤の追求というようなことは程度問題であります。少くとも公租公課を支拂い得る程度に土地というものを所有せしめるといふことが、安当な考へ方と存じております。

○井上(眞)委員 その基本的立場はわかりましたが、しからは零細化してあります。耕地の経営において、農地経営をいかに合理化するかという問題が、非常に重大な問題であるかと考へるのがあります。その面から政府はいろいろの施策を行つて来ておるのでありますが、しかしながら、今日外国食糧の輸入及び有効需要の減退等によりまし

て、農家の農産物価格というものがほとんど低下しつゝある。また一方農家の現金支出はどん／＼ふえて来ており、そして扶養する家族もどん／＼増して来ておる。こういう経済的諸條件の影響によりまして、農家の経営というものはまづたく行詰まりの状態にある。この場合零細化したところの耕地に對して、いかに農業経営を合理的に政府はやらうとするか、このことのために、政府は進んで国家資本を農村に投じてやらなければ、とうてい農村はやつて行けないというところに私は当面しておると思つております。これらに對して農林大臣としては、いかにこの零細化している農業を合理的に営に持つて行くかとするかという基本問題、この問題はたゞ／＼この委員会でも議論をされておりますけれども、はなはだ議論が抽象的のございまして、今日の國際的な食糧事情の關係、經濟事情の關係から、非常に封建的な生産手段で零細化しているところへもつて来て、農業経営をいかにして維持するかという基本問題について、政府としては明確な説明がございせん。この点については、ぜひひとつ政府の方で、至急具体的な成案を早く得られ、全国四千万の農民をして、安心できる一つの指示を與える必要があるかと考へますが、政府の御所見を伺いたしたいと思います。

○農務大臣 農政通の井上委員の御質問とも考へられないのであります。が、合理化、合理化とおっしゃいます。が、どういふ意味においての合理化をお考へになつておるか。零細化した農地とおっしゃるが、零細化せざるを得ない状態において、今日自作農創

完のことが取運ばれて来たのであります。自作農創完の農地改革をやれば従つてここに地主がふえるが、しかし零細農家としてこれを実現して来る。しかしその合理化といふ場合には七反な七反、八反なら八反許されておる耕地を、どういふふうに行詰まりして行くか、といふことが、耕地に對する合理化だと思ひます。それは政府の施策というよりは、むしろその土地を持つて経営して行く農家自身が、どうしたならばこの耕地から最も多く安易に收穫が上げられるかというところをおの／＼考へて行かなければならぬと思つております。いたずらに政府の施策によつて、自分の持つておる耕地が合理化されるといふような他力的な考へ方ではないかと思ひます。しかしながら國家の政治といたしまして、御承知の通り從來の内閣がとつて来ましたことは、食糧が緊迫いたしておるために、農家にみづから自分の耕地に對する合理化経営を無視させて、それを犠牲にさせて、ひたむきに食糧増産をやつて来たのであります。しかし今日食糧事情が内地の生産が上つただけではありませんが、輸入食糧等の關係から、よほど緩和されて来た。そうしてまたこのまま農家に食糧増産のために犠牲を拂わすことは、農家がゆるおつしやるような農業を合理的に考へるならば、農家の経営がその農家の考へによつて有利に展開されて行く、今までは差をつくれ、いもをつくれ、こう強要したものがやはり差をつくるよりこういふものをつくる方がよい、あるいはいもをつくるよりこういふものをつくる方が必要であ

るといふように、その農家個々の経営の面から、農家の経営を改善して行くことによつて、農家の経営が成立つようにすべきである。かように私は考へておるのであります。また方面をかえて、この零細化された農家の、おの／＼その経営の面において考究し、創意くふうをして行くのであります。政策の上からは価格の維持を、あるいは生産資材の確保をする、これは農業政策の面として國家がやるべきであります。そういう面によつて私は零細化された農業を経営せしめるものである。しかもこの小さい農業の基礎に立ちまはしては、資本的な企業は許されないのであります。この零細化した農業が、協同組合という一つの大きな組織のもとに、企業的な仕事が出来得るというふうな指導すべきである。かように考へておるわけでありまして。

○井上(眞)委員 大臣の考へ方は一応ごもつともなところもあると思ひますが、しかし問題は、わが國の農業経営の突進が、農家みづからの努力によつて農業経営の合理性というものが確立されないと、私は考へておるのです。今日農家の全体的な行き詰まりの原因は、例の九原則による、いわゆるドッジ・ラインの強行が農村恐慌への前夜をもたらししておるのであります。このことから考へますと、今日農村の行き詰まりというものは、主として農家自体の経営の行き詰まりというものでなしに、外的な大きな原因が、農家の行き詰まりを来しております。ですからこれは外的な力によつて対策を講じてやらなければならぬじやないかと

いうことであるかと、私は思つております。これ以上い／＼議論をしておるとかんじんの問題から離れて参りますから、申しませんが、問題は今日いかに農地改革の合理的な遂行をはかりまして、自分の所有地になつたその耕地で、農業経営自体が成り立たないといふようなことであつたのでは、農業政策としては突に行き詰まりの状態にあると私は思つております。そういう面から、何としましても今日農家の経営の合理性を確立することができ得るという、い／＼な政治的な力を農村に加える必要が今日あるではないかという考へ方を、私は強く持つております。そのことはたとえて申しますならば、酸性土壌の改良でありますとか、あるいは水利、土地の交換分合、いろ／＼な問題がそこにあるうし、また一方農業経営の必要なる資金資材のあつせんをいたし、あるいは公租公課をできるだけ引下げる、もろもろの政治的な、また予算的な措置が今日必要ではないか。もちろんこれらのことに關しても、政府はいろ／＼な点から、できるだけ努力を拂つておると思ひますけれども、今日農村の立つております苦境から考へますならば、その政策は非常に力が弱いといふ点から、私はそれは言えないのじやないかと考へます。

次に伺つておきたいのは、昨年十月二十一日付でマックアーサー元帥の農地改革に関する書簡が送られたのであります。この農地改革の打切りをするのじやないかというところから、この書簡が送られたのじやないかと考へておる。この書簡によりまして、農地改革

の成果を永久に保持することを要求し
ておる。しかるに政府は、この書簡の
趣旨を具体化することにつまづたく熱意
を欠いておる。それは今度の農地改革
の法案として現われております自作農
創設特別措置法の一部を改正する法律
案で、これが明らかになつて来ておる
のであります。たとえれば農地、牧野、
宅地、建物等の政府による強制買収を
打切る、あるいはまた未墾地の買収あ
るいは土地の移動、あるいは農地委員
会の改組、農地改革の基本的な立場と
いうものを放棄して、政府としては責
任を全然とらない。こういう立場に立
つたのじやないか。こう私は考えます
が、そうではないのでございますか、
その点を明らかにしてもらいたい。
○農務大臣 マッカーサー司令官の
手紙が発せられたその直後におきまし
て、今回の改正法案を出しまして、
司令官としてこの改正案に承認を與え
るといふことは、決してマッカーサー
司令官の書面に相反するものじやない
といふことを御了承願いたいと存じま
す。

○井上(農)委員 しかるに政府が従来
責任をもつて農地、牧野、宅地、建物
あるいは未墾地等の買収をやつており
ましたものを、何ゆゑにこれを打切る
に至つたのですか。その關係を明らか
にしてもらいたいと思つておる。
○山添政府委員 マッカーサー元帥の
書簡を引用せられたが、元帥の書
簡はせんじ詰めますと、農地改革を恒
久制度としてその成果を保持し、また
農地改革によつて立てられた諸原則を
実現して行く。こういう点にあるので
あります。この改正法律案はそういう
趣旨によりまして立案されておるとい
うのであります。しかるに政府が直接
買収をして政府が差渡すという組織
現在の制度を改正いたしましたこと
は、政府の責任を放棄したといふこと
ではないのであります。これは法律
によりまして、従来ならば政府が買収
したものを、農地委員会の決定に基
いて当事者間で直接に農地が移転され
る。こういうことでありまして、これは
そういう法律に基く規定が、政府の法
律に基く組織である農地委員会によつ
て実行せられた。こういう立場にある
のであります。その間におきまして
政府が介入することを除いたといふこ
とは、結局農地証券というふうな制
度、あるいは年賦拂いというふうな制
度にかつて来た。こういうことには
かならないのであります。事は技術
的な問題である。かようにいたします
方が恒久制度として適當だ、という
のであります。井上委員とは解釈が
違ふのであります。

○井上(農)委員 しかるにここで伺
いたのですが、今度のこの改正案によ
りますと、農地、牧野の強制買収を打
切る。そして形式的には農地法第五
條以下に移して、強制買収を村内の農
地委員会にまかす。こういうことに改
めておるのであります。そういうこと
に参りますと、ここに特に二十五年二
月一日以後と日を切つておるのであり
ますが、二月十一日以前のもは政府に
おいて買収。これ以後のものには農地
法に移して強制買収を農地委員会にま
かす。こういう二段構えになつておる
のです。そうなりますと二月十一日以前
のもの、これは一体どういふ価格で
買ひ上げるのか、それから二月十一日
以後の強制買収の場合の価格はどうい
うやり方で買ひ上げるのか。この点の説明を
願ひたいと思つておる。○山添政府委員 本年二月十一日以前
のものは、自作農創設特別措置法がそ
のまま適用になるのであります。それ
の通り。それからそれ以後のものに
つきましては、農地調整法による
ところの価格、すなわちそのときの
価格によるわけだ。

○井上(農)委員 とういいたしますと、
同じ土地の移動、買収でやるにかかわ
らず、甲のものは旧価格、乙のものは
新価格。こうなりますとそこで問題が
起りませんか。起らぬと政府は考へて
おりますか。
○山添政府委員 こういふふうにい
たします方が問題を起さないゆゑんな
のであります。農地改革によつて当然
買ひ上げるべきものであつたのを、後
の価格で買ひ上げるというふうな事
は、これは農地改革がなまぬ
といふことになりまして、井上委
員は思ひます。
○井上(農)委員 それはちよつと逆で
あります。私の申しておるのは二月
十一日以前のものには旧価格で買ひ上
げます。つまり自作農創設特別措置
法において買ひ上げるわけでありませ
ん。二月十一日以後、つまり新しいもの
は時価で買ひ上げるわけでありませ
ん。自作農創設特別措置法において買
ひ上げる地主は、それはおれの土地を
なんでそんなに安く買ひなればならぬ
のだと言つて、ここで所有権の確認に
關する問題が起つて参りませぬか。
○山添政府委員 農地価格が憲法上の

正当な保障ということを具現しておる
価格であるかどうかといふことにつ
きまして、訴訟等が今まで起つてお
りました事情は、御承知の通りだと思
つておる。元来自作農創設特別措置
法によりまして買収は、昭和二十年十
一月二十三日現在といふ時点をとら
えて、そのときの状態によるものが
原則になつております。それ以外の
ものもございまして、それ以外のも
のものは、實際にはそれから二年あ
まりの間及び三年間にわたつて買ひ上
げます。今後は買収漏れのものがあ
ればそれを買収して行くのでありま
す。觀念をいたしましては、ある時
点をつかまえて、そこで政府が買収
した、かういふふうな考へ方をいた
しておるのであります。
○井上(農)委員 たとえば甲の田が時
価で買ひ上げる、つまり二月十一日
以後の場合ですが、しかし乙の田は
以前だ、こうなりましたならば当然
ここに所有地主は、それはおれの所
有権に規定してある所有権の問題が
ここに巻き起つて来ると私は思ひま
すが、これは政府はおかむりで行く
つもりでございませぬか。
○山添政府委員 これははおかむり
ではないのであります。法律学者等
の御意見も伺ひまして、かういふ
やうなことを農地改革の趣旨に合致
するんだ、それから憲法論等の趣旨
に合致しないかと合はぬ、かうい
うわけです。
○井上(農)委員 これはいづれあ
とで専門家が質問をされることと思
ひますから私はこの程度にしてお
きます

が、しかるに強制買収をやめて強制買
収にかえる、その譲渡価格といふ問題
がここに起つて来ます。この新価格
といふものは一体何に政府はきめよう
としておりますか。今度の地方税の改
革その他によりまして、新しい地価の
算定はどのくらいに押えておら
まか、これをこの際明らかにしてもら
たい。
○山添政府委員 二十五年からは小
作料につきましては、これを七倍に引
上げるという政府の方針であります。
地価につきましては、これはなお中央
農地委員会に諮問をいたしまして、具
体的に決定をしたいと思つておりま
す。小作料の方は七倍、従つて常識
的に安いところでやつて行くわけ
であります。
○井上(農)委員 法律としてかうい
ふ正規に出して来ます場合に、これが通
りますれば、ただちにこの法律は施行
されることになつておると思つて
農地委員会にかけて地価を算定す
ると申しても、北海道から九州に至
るまで、一々どこをどうする。こ
をどうするといふやうなことが、
實際に行ないますか。この点を明
かにしてもらいたい。
○山添政府委員 これは当面細部
にわたつての再評価といふことは
できないのであります。結局買収
価格の何倍、現在ならば四十倍
であります。それを何倍といふこと
になりませぬか。
○井上(農)委員 次に伺ひたい
のは、強制買収に應じなかつた
場合は一体どうなつておる
か。
○山添政府委員 應じないと言
われませぬけれども、法律による
強制買収でありまして、強制的
に移転されるのであ

ります。応ずるべきぬという問題は起らないのであります。

○井上(農)委員 問題は、それを決定するのは村の農地委員会及び、八月からできます農地委員会がきめると思いますが。そこで農地委員会の構成の問題が起つて来ます。問題はそこへ行くのであります。そこでわれわれの調べたところによりますと、少くとも今度新しく選挙しようとする農地委員会の構成メンバー、すなわち市町村の農地委員会は定員が十五名になつてゐる。この十五名の定員のうちで、少くとも半数以上がいわゆる地主勢力と言いますか、村の封建的勢力の選挙される情勢に私はあると見ておるのですが、政府はそう考えていないのですか。

○山添政府委員 これはそれ／＼主観的な考え方をすれば、どういふふうな農地委員の考え方がなるだらうという事はあるかと思ひますが、元來現在の制度は、申すまでもなく農地委員は十名、そのうちの二名が自作農、二名が地主的な人、六名が自作農、こういうことになつておるのであります。今回の制度は十五名にいたしました。その三分の一が自作農及び自作農的人、その他は自作農的な人、こういうことに相なるわけでありまして、現実の村の状況から見ますと、農地改革後におきましては、もうみな自作農なんです。その中から小作農もしくは小作農的な人を拾ひ出そうとしたとしても、大体全体の二割きりない、こういう状況になつておるのであります。従つて農地委員会の性格といたしまして、一番当初におけるがごとき階層別合によらず、むしろ全体としてこれは農民そのものの代表である、こういう

う考え方をするのが、現実合つた考へ方である。また農地委員会そのものの任務も、ひとり農地問題だけではない、他の農業問題、農民の利害関係に密接に連なつて行くということを想定いたしますと、農民及び農業の代表の委員、こういうふうな考え方が至当だらうと考へるのであります。ただそういうふうな代表といふものは、相当程度これを確保しなければならぬ、こういう意味合いにおきまして、三分の一に相当する部分は、小作農もしくは小作農的な人でなければならぬ、こういうふうなことをいいたしたのであります。

○井上(農)委員 私の調べたところによりますと、政府原案による今の御説明のようなやり方でやりますと、自作農、小作農それから小作農、これらの階層が大体百六十七万二千二人、全体の約三〇%、このうちから五人出ることになります。それから地主とその保有地、それから自作、この関係から十人の人を選ぶのであります。これが三百八十六万三千人、全体の約七〇%になつておるのであります。このことからは委員が選挙されるということになりますならば、当然この方からは十人の人が選挙されて、いわゆるあなたの御説明になりました、一番重要な小作、自作、小作という面は、全体のおよそ三〇%しか占めていない。必然的に、ここにおいて表決をいたしました場合は、いわゆる地主階級の人を圧倒的に委員会で多いのであります。そういうなりますと、この委員会が強制譲渡を決定する権限を持つのであります。それから、いかに協定譲渡をしてもらおうとしましても、実際はできない結果にな

つてしまふということの現実が、この階層のはつきりした区分によつて明らかになるかと思はれるのであります。政府はそう考へないのですか。

○山添政府委員 この第一号の階層に該当しますものは、井上委員の御計算は三割であります。私どもの見方は、大体これは二割程度と思つております。二割程度であるけれども、しかし全体の中で、そのカテゴリーの代表者として出すには、十五名中二割だと三名になるけれども、三名ではあまりどうかというので、五名にいたしましたのであります。

その次は、農地委員会の構成によつて、法律にきめられたことが行われないうのじやないかという御疑問でございますが、これは一定の、すなわち不在地主の小作地が生じた場合には、これは農地委員会は、強制譲渡の計画を立てなければならぬのであります。もし農地委員会がそういう計画を立てません場合は、関係者の方では、農地委員会に対して、さうな計画を立てるよう申請をすることが出来る。それでもやらなければ、これは都道府県の農地委員会が、市町村農地委員会に計画を立てるよう指示をすることが出来る。それでもやらなければ代執行、こういうことになるわけでありまして、御懸念の点は、それ／＼手段、方法が設けてございまして、

○井上(農)委員 次に、宅地建物の買収を六月の二十日までに申請しない改正をされておるのであります。御存じの通り宅地建物の買収は、その趣旨といふものが十分農民に徹底して

ていない。だから実際農業生産力を高めて、農業経営をうまくやるための必要な施設としての建物、あるいはまた宅地というふうなもの、長い間の農民へのいろいろ／＼な啓蒙といふべきか、そういうことが徹底しませんが、これは行えないのであります。それをただちに一片の法律で切つてしまふというやり方は、これは非常に現実を無視したやり方ではないかと思ひます。特にまた土地建物等の買収をやるか、それをどうすべきが適当かという問題については、いろいろ／＼な紛議の種になつて、その買収の判定にいろいろ／＼な問題が横たわつて、なか／＼結論を見出すのにむづかしいのであります。そういうことからいまして、これは相

当長い目で見てやるべきではないか。それを一片の法律で、一定の期限までにやらなければ打切。こういうやり方は、現実に即さないじやないか、私はこう思ふのであります。どうお考えですか。

○山添政府委員 宅地建物の買収は、改正法律によりまして前におきまして農地の買収のときから、一年以内申請する必要がある、こういうふうな申請の期限が切つてあつたのであります。そこでこういうふうな整理をいたしました。現にありますが法規と内容において違つておる。宅地建物の買収をやめたという理由につきましては、これはこの前にもちよつと申し上げたかと思ひますが、日本の農業といふものは、農業の中に家があるのじやない、家といふものは、村なり町なりをなしてあるのが普通の状況でございます。これは農地と切り離

して扱つても、さしつかへはないじやないかと思ふのであります。また宅地建物といふことになりますと、これは認定問題が中に入りまして、いろいろ問題が起るのです。従つて恒久的な制度としては、あまりまぎらわしい問題が起るような事柄は、これを削除したい、こういう意味であります。

○井上(農)委員 次に、未墾地の買収を非常に困難にしておるのであります。これの新しい改正によりまして、未墾地の買収は、実際上はほとんどできないのじやないかという解釈を、私たちは持つておるのであります。

「委員長退席、八木委員長代理着席」
と申しますのは、今までは未墾地の買収は、大体県の農地委員会で適地を指定して、買収の決定をやることにいたしましたのであります。今度の改正案では、農林地利用計画審議会というものが発議しないと買えない、こういうことになつております。しかもこの農林地利用計画審議会というものは、県の諮問機関になつておる。従つても、知事なら知事が買つてしまふをきめない限り、実際上は、未墾地の買収はできないことになりはしないか。決議機関ではないのです。諮問機関になつておる。そういうあやふやなところ、実際はできないことになつておる。この点どうですか。

というものは削除になりました。従つてただいまお引きになりました。削除になりました。それから内容的に申しますと、農林土地利用計画審議会があるがなかなるが、実は現状と変らないのです。現状におきましては、都道府県における開拓適地審査部会というものがございまして、必ずそこを通過しなければ、農地委員会にかけないのであります。ただ、今まで通牒でやつておりましたことを、法規の表面に出そうという考えであつたのであります。それも出なくなつた、こういうわけでありまして、実体上には何ら変化はございません。

○井上(真)委員 友に農業委員会の問題でございまして、御承知の通り、八月に、政府は予算的措置の関係からか、また納税一元化というか、事務の刷新、簡素化といひますか、そういういろ／＼な角度から、農地委員会と現在の農業調整委員会を一本にして農業委員会をつくる、こういうことになつてゐる。そうしますと、問題は農地委員会としての活動の必要はなくなつたというお考えでございませうか。そうなりますと、農地改革というものは、実際の実行というものは、もう必要はなくなる。ただ従来買収いたしましたものの売渡し登記の残務整理を政府はやる、こういう考え方でですか。

○山添政府委員 そういふ考え方はないものであります。むしろ農地委員会というものの活動分野を広めて行きたいという考えを持っておるのであります。なるほど農地関係においては、仕事の内容は少なくなりましたけれども、その他に土地の交換分合、あるいはみずから直接的権限に基いてやる

仕事ではないのであります。土地改良の推進であるとか、そのほかの農業に関する――先ほど農業の合理化という言葉を使いましたが、増産なり合理化に関する諸般の問題を、こういう委員会が取り上げて、推進して行くという方向に発達することを、期待いたしておるわけでありませう。

○井上(真)委員 あなたはさうお考えになつてゐるが、実際はさうではなくなるわけですか。御存じの通り、県の職員にしても、あるいは末端の職員にしても、もうすでに大幅な整理をされておるわけでありませう。すでに一万何千が整理をされておるわけなのであります。またさらにそれが整理される段階にあるわけでありませう。しかし実際の農地委員会の活動というものは、今あなたが御説明の通り、いろ／＼な重大な仕事を持つておる。それで現にまたすでに買収し、売渡しの登記の事務にいたしましても、まだ全体で三〇％ぐらゐしか登記事務が済んでないと思つてあります。実際登記完了までのいろいろな事務が残つておるはせぬか、いろいろは考へる。また農地委員会自身として、特に一筆調査を完全にするとか、農地、農業施設の買収を徹底するとか、あるいは未墾地牧野の買収の問題とか、あるいは小作契約の文書化の問題、土地改良による交換分合の問題、固有農地整理の問題、自作農に伴う土地台帳の整理の問題、いろ／＼仕事の整理がたゞさん残つてゐる。しかもそれらを農地委員会一括して、わずかの予算にせしめて、やれと言つたつて、実際やれないんです。やれないことをやれと言つてみたところで

わりなんです。あなたは、やらなければならぬ仕事はたゞさんある、こういう重大な役目が残つておる、しかし実際はやれない状態に追い込んでおるのですね。これはすでに農地委員会の全国大会やその他において、あなた方は、いろ／＼な角度から陳情もあり、要請もされて来たことであらうから、耳にたがでできるほど聞いておると思つた。かゝるに政府は、それをあえて押し切つて農業委員会一本にしようといふ。さうすると、実際上仕事ができないことになつてしまふ。それではマッカーサー元帥の農地改革の精神に永久に反してしまふことになる。その点どうお考えですか。

○山添政府委員 登記の話が出ました。これは買収については約九五％、売渡しの進捗については九〇％、この三月末をもつて進捗いたしておるのであります。この点は御安心をお願いしたいと思います。なお登記の減員についてはいろいろお話がございましたが、これは財政等の関係もございましたので、昭和二十五年から一名に相なりました。これはやむを得ないと思つて、今後における農地委員会の活動としては、場面を広くして、事務的なことではなくて、農民の利害に緊切な関係のある問題の解決と推進に當つて行く。こういうことを私は申し上げておるのであります。ただ台帳を整理するとかせぬとかいふことを申し上げておつたわけはございません。

○井上(真)委員 この登記の整理にあつて、大体一万二千人くらい首を切つて、一人当り七千円くらいしか退職手当を渡してないとかいふことですか。それで事を済ますつもりですか。

○山添政府委員 これは一月半という割合で、二十四年度予算に計上してあつたのであります。大体公務員の扱いはこういうものであります。いふもので言へばそれまでです。が、大体これらの人々は、少くとも三年から四年くらい勤務になつておるはせぬかと思つてゐる。それから行きますと、あまりにも金額が低過ぎはせぬか、もう少しは考へるわけでありませう。私も少しは考へて、少くとも農業委員会になりましたら、政府の方では当分食糧の確保の見地から、いろ／＼制度はかわつて参りました。いふとも、相当重要な任務が、食糧の生産及び供出の面に起つて参ると思つてゐます。さうしますと、実際の面では農地改革の方面の力が非常に弱まつて来るのではないかという点を、私どもは非常に心配をいたしておるわけでありませう。この点に対して、政府の方でそういう心配は全然ないのだという現実が明確にされませうならば、われ／＼何をか言わんやでありますけれども、われわれいろ／＼な方面の事情や意見を聞きまして、これではまづたく仕事にならぬという意見が絶対でございませうから、これらの点については、十分政府は考へ直す必要があると思つておるであります。

最後に私は農地の交換分合の問題について伺ひたいのであります。農林省の計画によりますと、二十五年以降の五箇年間に、九十三万町歩を推進をはかる。既往交換分合いたしましたものが七十八万町歩、合計百七十一万町歩のうち、本年度の計画では、一県大体二十箇町村、全国で九百二十箇町村に

重点を置いて、年度内に十八万四千町歩を実現したい、こういう計画を立てておられると申す。この交換分合の基礎となります土地調査、経営調査、こういうものが完全に進んでおりましたらどうか。この点を伺ひたい。

○山添政府委員 御承知のように、日本では、どこでも一つの農家が耕作しておられます土地が七箇所とか、多いのは十数箇所にわかれておるのであります。従つて一般に交換分合ということが必要でございませうが、どの程度に行かつかといふ現実の問題になりませう。交換分合は、井上さんに申すまでもございませぬけれども、いろ／＼な関係がありますので、きわめて慎重に、かつ綿密な、間違ひのない計画を樹立いたしまして施行しなければならぬと思つておるであります。従つて初年度といたしましては、全国九百箇所を選びましてやつて行きたい。だん／＼なれませうと同時に、さういふモデル地区ができれば、それによりまして、だん／＼広がつて行く、こういうやり方をしたいと思つておるのであります。全体の土地調査、及びそのうちで交換分合に適する土地が幾らかといふような基礎調査はできておるでございませう。御承知のように今土地調査といふものが、これはひとり交換分合の問題ではございませんが、研究をされておるのであります。その方面の土地調査の実現ということにつきましては、われ／＼も希望してございませう。また国会としても実現いたしますように御努力をお願いいたします。考へておるわけでありませう。

○井上(真)委員 これに要する予算は、本年大体四千八百万円ですか、国

庫が助成するということになつておられますが、これは計画的にずつと出る予定でございますか。

○山添政府委員 これはだん／＼／＼出て出て参るわけでありませぬ。

○井上農委員 最後に強制売渡に關連して、農調法第五條ノ二十一で、政府の方で資金を貸し付けるといふことをきめておると思いますが、この資金というものは、一体どういふところから、どれだけのわけで計画をしておりますか、これを明らかに願いたい。

○山添政府委員 この点は二十五年年度予算におきましては具体化されなかつたのであります。これは関係方面におきまして、熱心な研究はしていただいたのであります。結論を得なかつたのであります。これは今後資金源なり、その貸付の方法なりということとは具体化して行きたい。とりあえず政府の方針を法律の上に明示しておく。こういうことになつておるわけでありませぬ。

○井上農委員 そうすると、今年かりに具体的問題が起りましたと、今年間は間に合はぬ、こういうことになりませぬか。それとも次の臨時国会でも開かれますならば、何か予算的、金融的措施を政府としてはとるつもりですか。

○山添政府委員 これは私の見込みといたしましては、次の臨時国会は困難だと思ひます。全体が農地改革によりまして大きく土地異動をいたしましたあとでありますので、こゝ一年、二年というものは、土地異動の起る機会は非常に少なくなつたのであります。従つて臨時国会というわけには参らないと考へております。

○山口(武)委員 最初にお伺ひしたいのは、昨年農林大臣の所屬しておられる自由党内閣は、農地改革の打切りをなされる、このような見解を発表されました。ところがそれに対して総司令部の方から書簡が参り、大分おしかりをこらむつたことになつたというふうな話であります。おしかりをこらむつたとして、農林大臣は、農地改革に対する考え方というものがまづかつたというふうな改心なされたのですか、どうですか。

○森國務大臣 農地改革は打切つたとは私は決して申しておりませぬ。第三次農地改革はやらぬということを言明いたしておるのであります。第三次農地改革というものはどういふことか、われ／＼が發見した言葉でないか、であります。諸君のお話の第三次農地改革は、どういふものかと聞いてみますと、日本全部に小作制度というものをなくしてしまひ、全部これを自作農たらしめるといふのが第三次農地改革だ、こういうことでありませぬから、われわれはこの第三次農地改革は断然やらない、こういうことを申したのであります。決してマッカーサー司令官の手紙には怒られておるものでも何でもありません。第二次農地改革の計画の残つておるものは相かわらずこれを推進して行きます。マッカーサーの手紙にも、よくこういうことができた、よくやつた、どうか農地改革をこわさないように永遠に持つて行け、こういう手紙でありませぬ、決してしかられたのでも、何でもありません。推奨された手紙であります。

○山口(武)委員 私は推奨されたとは考へませぬ。第三次農地改革と言われ

ますので、一応第三次農地改革についてお話ししますが、第三次農地改革というものは、完全な土地の解放であり、農家のために完全に農地を解放する、さらに山林も解放して農家の發達に資した方がよい。これが第三次農地改革です。それで先ほど大臣は井上委員との質疑の際にこう言われておつた。土地を決して利潤の対象とはしない。やはり農業のための土地として考へて行く、こういうふうな観点に立ちながら、第三次農地改革というものは、何でもかんでもやらなければならぬものである、一体地主の保有地を残したり、あるいは山林もそのまま温存しておくというふうな考え方はどうして成立つのか、先ほどの大臣の言葉とも矛盾するものではないか。第三次農地改革をそれでもないおやらないというならば、なぜやれないのか。どういふわけで小作保有地というものをなくしては行かないのか。山林というものを農業のために解放しては行かないのか。これに対する理由をお伺ひいたしたい。

○森國務大臣 山林の解放は程度問題であります。決して解放いたしません。国土保安の上から申しましては、重要な山林を解放するようなことは毛頭考へておりませぬ。あなたのおつしやる土地の無制限の解放ということでありませぬ。これは井上君にも先ほど申し述べた通り、日本の農業は家族労働でやつておるのであります。今家族の労働が相当あるというので、一町あるいは一町五反の自作農ができている。その家族の労働というものは絶えず変動するものであります。変動すること土地を買収しあるいは強制

賣渡しを命ずるといふことは、再びその労働の返つたときに、せつかくその土地に執着しておつた農家が再び自作することができないということになるのであります。従つて、不在地主なんかはこれは問題でないのであります。家族労働のいかにによりましては、一時的にこれをお小作者に與えるという機会を與えておくといふことが、せつかくの農地改革を永遠に維持する上において、適切なやり方と考へておるのであります。労働のないために絶えず土地を解放してしまふといふようなことは、かように考へますから、あなたのおつしやるような第三次農地改革は断じていたしません。ことに森林の解放なんかとんでもない。われ／＼そういうことを考へておりませぬ。

○山口(武)委員 大臣の言われることはとんでもないことだ。一体国土保安のために山林を解放しないのだというような説明だけで済ませるかどうか、問題はそれの反対であつて、山林を解放すること自体が日本の農業を發展させるのだ。保有地の問題につきましては、日本の農業が家族労働でやつておるかどういふことというのを言われたい。しかしながら一体これを言われたい。地主制度というものを考へてみたらよろしい。地主制度というものが、いかに社会的に農民の抑圧的な役割を果していたか。あるいは経済的に農民を搾取してやつて来たか。これをなくさなければ農民が解放されないので、農業の發展がなされないという観点から、農地改革が取上げられたのではなかつ

たか。もしもあなたの言うように、家族労働がどうで、国土の保安がどうで、ということをやらば、その考え方はすでに第二次農地改革以前の考えである。これは戦争中の政府の考え方と同じであり、明治以来続いた日本の歴史内閣の考え方とどこが違うのだ。これが少くとも戦争後において、民主化された日本の政府の農林大臣が言われる言葉として受取れるか。今のような考え方ならば、これは農地改革の全般を否定することになりはしないか。これに対して所見をお伺ひする。

○森國務大臣 これは意見の相違であります。お答えいたしません。

○山口(武)委員 お答えしない。意見の相違だ。それは意見が相違しておる。農林大臣の立場は、できるだけ地主勢力を温存したがり、今後においてはそうしたものを残すことによつて、日本の農業を植民地的に再編成する基盤にしたい。このような考え方があれば、これは明らかに違ひます。しかしながら今言つたような考え方が許されるとするならば、これは農地改革を全面的に否定することになるのであるし、それから先ほど申しました

が、総司令部から推奨されておるといふところの話でなくして、これはやはり総司令部から怒られなければならぬいものです。あなた自身はやはり改心してないのだ。このような考え方は今回の法律を出したとするならば、これは明らかに農地改革を打切る法律である。一体現在農地改革の成果といふものは、ききわめて不徹底なものであります。これが今後今回の法律で維持できると思つてゐるのかどうか。この点

が、総司令部から推奨されておるといふところの話でなくして、これはやはり総司令部から怒られなければならぬいものです。あなた自身はやはり改心してないのだ。このような考え方は今回の法律を出したとするならば、これは明らかに農地改革を打切る法律である。一体現在農地改革の成果といふものは、ききわめて不徹底なものであります。これが今後今回の法律で維持できると思つてゐるのかどうか。この点

についてお伺いしたい。

○森國務大臣 現在の改革した農地を維持できると考えております。

○山口(武)委員 維持できると申しますが、事はすでに明瞭になつて来てい

ると思う。もうすでに土地の秘密の売買が始められているではないか。土地

の買入れがなされているではないか。

このようにして、現在農民がせつかく

手に入れた土地を手放さなければなら

なくなつておるような農地の状況とい

うものに対して、全然認識を持たない

のか。そのような傾向が出ておるもの

に対して、農林大臣はまったく無知で

いるのか。これをお伺いしたい。

○森國務大臣 決して私は農地問題に

無知ではありませんが、諸君もほんとう

の農村に立ち入つて事情を調べていた

だきたい。

○山口(武)委員 農村へ行つて実情を

調べてもらいたいと申したいのは私の

方なんです。実情を調べてみれば、質

入れの問題、土地の売買の問題がす

で起つておる。これに対してどのよう

にお考えになるか。あくまでもそれを

ないと言われるのか。お伺いしたいと

思う。

○森國務大臣 せつかく自作農になり

ましたも、自作農を維持することので

きない面もできましよう。いわゆる転

落する者もできるでありましよう。こ

業を離れた方がよいという観念で離れ

る人は、これは格別であります。

○山口(武)委員 なるほど吉田内閣に

おる大臣は同じようなことを言う。池

田大蔵大臣の暴言とまつたく同じだ。

これが農民に対する吉田内閣の態度で

あるということは、きわめて明瞭にな

つたと思うのです。こういふような態

度で、はたして今回自作農の關係法律

について改正するのか。書かれておる

目的のように、自作農のこれまでの各

仕事に対する、その成果を維持する

いふような目的から出発したとわれ

れは考えられない。しかも先ほど推奨

された、あるいはその後においてい

るような態度が表明されたのでありま

すが、なお農村の実情といふことを申

しますならば、現在やはり農村には地

主的な支配といふものがあるのではな

いかな、社会的な変革をもたらしなけれ

ばならなかつたところの農地改革とい

うものが、そういう意味できわめて不

徹底不十分であり、山村の温存あるい

は宅地の問題等をめぐつて、依然とし

て地主の農民支配といふことが行われ

ておることを、農林大臣は御承知なの

かどうか。それを御承知ないといふな

らば、さらに、これまで農地改革が実

は、相当に上つております。これはし

かし法が解決するものであります。わ

れわれはせつかく地主となつた農業者

が、その農業を自作として経営のでき

るように施策を考えて行きたいと思

つております。あなたのおつしやるよ

うに、昔の改革以前のような何十町歩

という地主が少いのであります。土地

の所有が制限せられておりますから、

ほとんど九十パーセントが地主であ

ります。従つて昔のような小作、地主

關係はありませぬ。

○山口(武)委員 九五%が地主だとい

ふような分類は、私は日本に生れて来

て初めて知りました。土地の取上げと

いふ問題が法律で解決してくるかと

うか。そういうことではなくて、法律

を無視して、やみからやみに葬られて

来たのだ。しかもこれは農林省の統計

でも認めざるを得ないではないか。こ

の農林省の統計さえも農林大臣は認め

られないというのか。一体農林省の統

計といふものは、農林大臣が認めない

形で出されているのかどうか、お伺い

したい。

○森國務大臣 統計は農林省がやつて

おるのは認めますが、今日あなたのお

つしやるような地主は、いわゆる昔の

座力を発展させるということが大きな

目的の一つである。それは、これまで

地主制度が續いておりました。その地

主の擄取によつて收穫物の過半がとら

れてしまつていた。このような状況を

なくして、農民の収入といふものを、

耕作している農民に確保する。それに

よつて資本の蓄積もはかる。それによ

つて農業の生産力を発展させるような

方向に向つて行く。ここに目的があつ

たはずだと思つております。ところが、農

地改革が行われましてから、一体農家

でこの改革の結果、そのような利益を

受けた農家があつたかどうか。これは

まつたくなかつたのです。すでに大臣

は否定されておりますが、買入れや転

売の問題が起つて来ておるのです。こ

のような状況において、なお農地改革

が成功され、総司令部からはめられた

といふような、ばかげた考えを持たれ

るのですか。

○森國務大臣 あなたはどういふふう

に御批判になるかもしれませぬけれど

も、農地改革は当初の目的通り進行し

たのであります。

○山口(武)委員 そういふばかなこと

を言つてもいたくないのです。むしろ

現在になれば、農地改革のそれら、

があつた。今の経済状態の中では、農

地を放棄する、転落して行くといふよ

うな者も出るのけやむを得ない、当然

だといふことを言つておるのでありま

すけれども、これは非常に重大な失言

だと思つて、失言といふよりは本音を

いたとわれ、はとつておるのであり

ますけれども、こういうふうな農地改

革が、農民を自立させ、そして経営

を發展させるために行わなければならない

かかわらず、現在それに逆行しておる現

象が現われておるといふことを、当然

であるとおあなたがおつしやるならば、

私はこれはまつたく農地改革を何のた

めにやつたのかわからなくなつてしま

う。さつきも井上委員が質問しまし

けれども、この農地改革をやつて、そ

れが再び小作農に転落し、あるいはそ

の他の形で転落することのないよう

に、いろいろ政府が施策を講ずべき

であるかどうかといふことに對して

も、あなたはそうじやない、農民自身

が合理化すればいい、くふうすればい

いといふようなことを答へられてお

ります。これまた農地改革に対するあ

なたの考え方を、非常に明白に出して

おると思つて、結局これは農地改革のし

つたこととは何にもならぬ、むしろこ

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

ますか、明白にしていたきたいと思
います。

○森國務大臣 どういうところを誤解
されるか存じませんが、今日は農地改
革をやります、そうしてその耕地は
自由自在にこれを売買することは禁止
されております。すなわち、せつかく
なつた自作農を、あくまで自作農とし
て経営し得られるように、その制度が
つくり上げられたのでありまして、農
業政策としては、そういう農業経営が
合理的に行けるように、あらゆる施策
を持つて行くということでありませ

しかしながら個人の意思によつて、せ
つかく地主になつたが、ほかにより
いい仕事がある、だから農地を離れて
都会に出ようという場合には、その農
地はほかにかわつて行くのでありませ
う。これはその個人々々の経営の問
題であります。死んでもいいというよ
うなことは毛頭考えておりません。い
わゆる池田大蔵大臣の放言と同じだ
というようなおつしやいました
が、決してさようなことではありませ
ん。その場合には、抵当に入れるのは
自由であります、農地の売買は禁止
されております。それは、せつかくで
きた農地改革をいつまでも継続させる
というような制度をとつており、その
制度に合うような政策をとつてい

けであります。
○高田(審)委員 それは法律では禁止
しております。しかし、法律で禁止し
ているからいいというものではない。
それが守れるような、売買しなくて
も、抵当に入れないでも維持できるよ
うな裏づけがなければ、経済の必然性
は法律を破る。現にやみ売買をやる、
いろんな耕地の放棄が行われる。あな

昭和二十五年五月十二日印刷

たはそれを、都会にいい仕事があるか
らというようなおつしやを言つてい
ども、命よりかわいぬ農地を捨てて、
出て行かなければならぬほど窮迫した
農民の事情に対して、いい仕事がある
から都会に出るのはあたりまえだとい
うようなことを、重ねての暴言です。
こういう暴言はない。それでは今の農
政というものはむちやくちやです。こ
れはまつたく、死にたい者は死ねとい
うのと同じです。法律が禁止している
にもかかわらず、そういうことが行わ
れているというところにこそ重大な問
題がある。ここに、われ／＼の手に
配られている参考資料の中に、一九四
五年十二月九日、農地改革に関する覚
書というのがあります。これは敗戦後
のポツダム宣言に基く日本の農村改革
の根本的な指令であります、この中
にも、小作人であつた者が再び小作人
の地位にもどらざるよう、合理的に防
止する規定をつくれ、そうして次のこ
とをやれ、長期または短期農業資金貸
付、農産物精製業者及び配給業者によ
る搾取から農民を保護するための方
策、農産物価格の安定方策、こういう
ことが書いてあります。これも同時に
実行しろということがちやんと言われ
ている。ところが、これを實際やつて
いない。逆のことをやつている。今で
も農民は高利貸にたよらざるを得な
い。中間業者からの圧迫、さらに電力
料の値上げ、そうして農産物価格が暴
落すれば統制を撤廃する。非常な農業
恐慌に陥れる。逆なことをやつてい
る。今のような現象が起れば、法律が
できては、だからいいじゃないか、
自分で出たい者は出るのだ、これは暴
言です。あなたの言われることは、日

本の平和的な復興には今までの農地制
度を改革し、農民を保護しようとい
う、根本的な農政の基本であるポツダ
ム宣言に基く指令の趣旨を、完全に蹂
躪し去つておられるとわれ／＼は考えてお
ります。これに対して、もしそうでな
いという論拠がありましたら、はつき
り御説明願ひたいと思ひます。
○森國務大臣 御釈釈は自由でありま
す。われ／＼はその覚書をよく知つて
おります。その覚書に準拠してあらゆ
る施策を講じて来ております。
○八木委員長代理 本日はこの程度に
とどめまして、次会は明十三日午前十
時より開会することとし、本日はこれ
にて散会いたします。

午後三時四十一分散会

〔参照〕
家畜改良増殖法案(内閣提出)に関
する報告書
農業協同組合法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月十三日発行